

2021年
9月
Vol.114

フェイス

Faith

労政ながさき



「長崎県誰もが働きやすい職場づくり
実践企業 認証制度 (Nぴか)」ロゴマーク

CONTENTS

| | | | |
|--------------------------|---|---|----|
| ○Nぴかとは | 1 | ○人材活躍支援センター | 10 |
| ○長崎県魅力ある職場づくり支援補助金 | 2 | ○トライアル雇用助成金 (新型コロナウイルス感染症対応(短時間)トライアルコース)... | 11 |
| ○職場環境づくりアドバイザー派遣 | 3 | ○女性活躍推進法、介護育児休業法改正について | 13 |
| ○在籍型出向について | 4 | ○人材確保支援補助金 (テレワークコース) | 14 |
| ○長崎県離職者雇用促進助成金 | 5 | ○長崎女性活躍応援サイト | 15 |
| ○休日労働相談について | 6 | ○企業がはじめる結婚支援のススメ | 17 |
| ○外国人材受入セミナー参加者募集 | 7 | ○長崎労働相談情報センターについて | 19 |
| ○県立高等技術専門学校について | 8 | ○労働相談内容QA | 20 |
| ○人材確保・定着・育成支援事業 | 9 | | |

人材確保・定着、働き方改革に「Nぴか」を ご活用ください!

長崎県誰もが働きやすい職場づくり実践企業認証制度 (愛称:ながさきキラキラ企業) 略称「Nぴか」

年齢・性別に関係なく、誰もが働きやすい環境づくりに
積極的に取り組む県内企業を、県が優良企業として認証する制度です。



認証されると・・・

1. Nぴか特設ページやながさき県内就職応援サイトNなびで優良企業として周知
2. 求人票に「Nぴか認証企業」と記載し、求職者へ働きやすい職場であることをPR
3. 県の建設工事の入札参加者格付審査項目で加点
4. 県主催の合同企業面談会や説明会等への参加が有利に
5. 合同企業面談会での表示や専用ロゴマークの使用が可能に

★認証された企業の声★

- ・ 中途採用の方がNぴかを認証していることで、安心して応募してくれるようになった。
- ・ 学生に対して働きやすさをPRするいいツールになっている。
- ・ 審査項目をチェックしたことにより、改めて自社の職場環境を見直す良い機会となった。
- ・ 自社の認知度が向上し、イメージアップに繋がった。



✦ 新着情報

Nぴかの新着情報

Nぴか申請をご検討の企業の皆様

まずは「Nぴか」HPの
自己診断から審査票を
ご確認ください!!

を開催しました

Nぴか

検索

<https://n-pika.pref.nagasaki.jp/>



【お問合せ先】 〒850-8570 長崎市尾上町3番1号 長崎県雇用労働政策課 労政福祉班
電話：095-895-2714(ダイヤルイン)

長崎県魅力ある職場づくり事業支援補助金

県内中小企業等の働き方改革を促進するため、商工団体、業界団体等が会員企業等に対して実施する研修会等に対し経費の支援を行います。

1. 補助対象者

県内中小企業等を会員企業とする商工団体、業界団体等

2. 補助対象経費・補助額

会員企業等に対して行う働き方改革に関する研修会・セミナー等の事業に要する経費
・外部講師の謝金や旅費、会場借上料・使用料等の経費 など

補助額 補助対象経費の1/2、1回あたり上限20万円

3. 申請方法

「補助金交付申請書（様式第1号）」及び添付書類を県へ提出
（添付書類）

1. 事業計画書（様式第2号）
2. 収支予算書（様式第3号）
3. 団体の概要等が確認できる資料（パンフレット、団体名簿など）
4. 振込先口座の分かる通帳の写し

【申請期限】 令和3年12月3日（金） ※予算がなくなり次第終了します。

○県の審査後、「支給決定通知書」を送付します。

◎申請書の入手方法 県ホームページからダウンロード

長崎県魅力ある職場づくり事業支援補助金

検索



研修会・セミナー等を実施

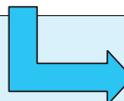
「実績報告書（様式第9号）」及び添付書類を県へ提出
（添付書類）

1. 事業実績報告書（様式第2号）
2. 収支決算書（様式第3号）
3. 事業に係る収支の状況を明らかにする書類の写し
4. その他知事が必要と認める書類

【事業の報告期限】

事業が完了した日から30日又は令和4年2月28日（月）のいずれか早い日

○県の審査後、「補助金の額の確定通知書」を送付します。



○県から補助金の支給（請求後1ヶ月程度期間を要します）

《申請・問合せ先》



長崎県 雇用労働政策課 労政福祉班

住所：〒850-8570 長崎市尾上町3-1 電話：095-895-2714 FAX：095-895-2582

就業規則や労使協定を見直して働きやすい職場を目指しませんか！

職場環境づくりアドバイザー派遣中!

無料

就業規則の見直しを行っていない、事業を拡大して従業員を増やしたけどマネジメントがうまくいかない…etc。

そんな経営者の皆さまのもとへ、就業規則の見直しなど職場環境の改善をアドバイスする専門家（社会保険労務士など）を無料で派遣します。

■相談内容の一例

たとえば、このようなご相談に応じます。

- 就業規則を見直したいけど、どうしてよいかわからない。
⇒ 育児・介護休業法等の最近の労働法令の改正を踏まえた改正のポイントをアドバイスし、職場環境の改善をサポートします。
 - 派遣を受けた企業の声
 - ・最新の法令を基に、就業規則を作成、見直しができてよかった。
 - ・国の助成金（キャリアアップ助成金）の活用ができた。
 - ・ハラスメントの防止規定を定めることができた。etc
- ※その他、職場環境の改善や『Nぴか』の取得を目指す内容なら何でも結構ですので、お気軽にお申しください。

○『Nぴか』は、年齢・性別に関係なく誰もが働きやすい職場づくりに積極的に取り組んでいる県内の優良企業を、県が認証する制度です。

※『Nぴか』の詳細は、こちら ⇒

Nぴか

検索

■アドバイスの流れ



■派遣先

県内の事業所など

■派遣・相談料

無 料

■派遣回数等

1回2時間程度、1事業所3回までサポートします。

■申込方法

所定の申込書に必要事項をご記入し、令和3年12月24日（金）までに下記宛先へ郵送またはFAXしてください。

■最終申請期限

令和3年12月24日（金）
※ただし、予算の上限に達し次第、募集を終了します。

■お申し込み・お問い合わせ先

〒850-8570 長崎市尾上町3-1

長崎県産業労働部雇用労働政策課（労政福祉班）

TEL: 095-895-2714

FAX: 095-895-2582

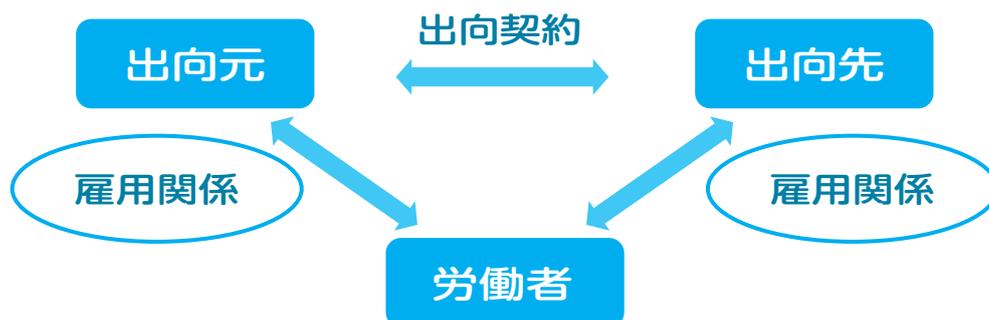
◆県のホームページ及びNぴか特設ページに掲載しています。

在籍型出向(雇用シェア)で従業員の雇用を守りませんか？

■在籍型出向とは

在籍型出向とは、出向元企業と出向先企業との間の出向契約によって、労働者が出向元企業と出向先企業の両方と雇用契約を結び、一定期間継続して勤務すること。

在籍型出向



在籍型出向について、詳しくは厚生労働省のホームページをご覧ください ⇨



■産業雇用安定助成金

新型コロナウイルス感染症の影響により事業活動の一時的な縮小を余儀なくされた事業主が、在籍型出向により労働者の雇用維持をする場合、出向元と出向先の双方の事業主に対して助成。

| | | 中小企業 | 中小企業以外 |
|-----|-------------------|-------------------|--------|
| 助成率 | 出向元が解雇などを行っていない場合 | 9/10 (※) | 3/4 |
| | 出向元が解雇などを行っている場合 | 4/5 (※) | 2/3 |
| 上限額 | | 12,000円 / 1人1日当たり | |

※中小企業には、更に自己負担の半分を長崎県が上乗せで助成します。

在籍型出向に関する相談先

～出向に関するマッチングの相談～

公益財団法人

産業雇用安定センター長崎事務所

新型コロナウイルスの影響により、一時的に雇用過剰となった企業が従業員の雇用を守るために、人手不足などの企業との間で在籍型出向を活用しようとする場合に、双方の企業に対して出向のマッチングを無料で行います。

〒850-0057
長崎市大黒町 9-22
大久保大黒町ビル本館 5 階
TEL 095-826-5626



～出向に係る労務管理の相談～

長崎県緊急雇用維持アドバイザー

在籍型出向を行うにあたり、就業規則の作成や出向契約書の作成等の労務管理に関する支援や産業雇用安定助成金の申請支援を行うアドバイザー（社会保険労務士）を無料で事業所に派遣します。

〒850-8570
長崎市尾上町 3-1
長崎県産業労働部雇用労働政策課
TEL 095-895-2714



令和3年度

長崎県離職者雇用促進助成金のご案内

新型コロナウイルスの影響により離職を余儀なくされた方を無期雇用労働者または有期雇用労働者として雇用した県内中小企業事業主等に対して助成金を支給します。

支給額

対象者1人あたり

(最大)

無期雇用

30万円

有期雇用

15万円

- 3か月以上雇用している場合に限る。
- 1事業主あたり2人までとする。
- 請求日の直近3か月の間に対象者に支払われた賃金が上記の額を下回る場合は、その額とする。

(注) 令和3年3月12日から31日までに雇用した場合は、令和3年6月30日まで継続雇用していること
また、賃金については4月1日以降の支払い状況を確認します。

支給要件

■対象労働者

令和2年4月1日以降に新型コロナウイルス感染症の影響により離職された方

■対象事業主

対象労働者を令和3年3月12日から令和3年11月30日までに無期または有期雇用契約で雇用し、3か月以上継続して雇用した県内中小企業事業主等（個人事業主も含む）

【雇用形態の要件】

〈無 期〉期間の定めのない雇用

〈有 期〉3か月以上の期間があり、契約更新の可能性があること

(自動更新または更新する可能性があること)

1. 対象労働者の1週間の所定労働時間が20時間以上であり、雇用保険に加入していること
2. 対象労働者の主たる勤務地が長崎県内であること
3. 長崎県内に事業所を有していること
4. 対象労働者の雇入れ日の前日から起算して6か月前の日から交付請求までの間に従業員を事業主の都合で解雇していないこと
5. 雇入れから3ヶ月経過する日までに対象労働者が離職していないこと
6. 長崎県税の未納がないこと

予算の上限に達し次第、
募集を終了します

申請期限

対象者を雇用してから2か月以内

※最終期限：令和3年12月17日(金)

※2ヶ月を経過している対象者がいる場合は
下記問合せ先へご相談ください。

【申請・問合せ先】

長崎県産業労働部 雇用労働政策課 労政福祉班

住所：〒850-8570 長崎市尾上町3番1号

電話：095-895-2714



検索

長崎県離職者雇用促進助成金

休日労働相談

秘密厳守

相談無料

10月は「個別労働紛争処理制度」周知月間です

労働条件や労使関係など職場で起こる様々なトラブルについて、労働問題アドバイザーが、働く方、事業主の方、双方からの相談にお答えします！ぜひお気軽にご利用ください。



電話相談

10月17日日・24日日

受付時間 9:30 ~ 16:30



☎ 0120-783-258

☎ 0120-783-369

※ 携帯電話からもご利用いただけます。 ※ 県内からのお電話に限らせていただきます。

個別面談

開催時間 9:30 ~ 16:30

予約優先 予約受付 095-822-2398



佐世保

10月17日日

長崎県県北振興局
天満庁舎 3階会議室
▶ 佐世保市天満町1-27

長崎

10月24日日

長崎県庁
3階308会議室
▶ 長崎市尾上町3-1

※ 新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、開催方法を変更する場合があります。詳細については、開催日の1週間前までに長崎県労働委員会事務局のホームページまたはお電話でご確認ください。

長崎県労働委員会事務局

☎ 095-822-2398

長崎県労働委員会事務局

検索

